

「世田谷みやげ2026」パンフレット広告掲載

募集要領

1. 概要

(1) 掲載媒体概要

「世田谷みやげ2026」パンフレット

- ・ 版型：B5サイズ（182mm×257mm）
- ・ ページ数：全60ページ
- ・ 発行予定日：（データ）令和7年11月下旬
（パンフレット）令和7年12月上旬
（デジタルブック）令和7年12月上旬
- ・ 配布予定期間：令和8年10月下旬まで（約1年間）
- ・ 配布部数：25,000部
- ・ 配布場所：三軒茶屋観光案内所、パンフレット掲載事業者の各店舗、世田谷区関連施設、区外観光案内所への配架、産業振興公社が出展する区内外イベントでの配布 等

(2) 広告料金

掲載位置	大きさ	色数	掲載料金（1回）	
			一般	世田谷まちなか観光交流協会会員 セラ・サービス会員、世田谷みやげ冊子 掲載指定事業者及び掲載交流自治体
3頁以降 （表紙（表 裏）及び裏 表紙を除 く）	全 面	4色	180,000円	140,000円
	1/2	4色	90,000円	70,000円
	1/4	4色	45,000円	35,000円

※公社から請求書を発行いたします

【広告サイズ】（縦×横）※サイズは変更となる場合がございます

- ・ 全 面（257mm×182mm）
- ・ 1/2（126mm×182mm）
- ・ 1/4（121mm×83.5mm）

※1/4サイズ以外は、3mmのヌリタシ（ドブ）をお願いいたします

(3) 提供データ

形式：不問 ※完全データ入稿

(4) 広告主に関する基準

以下条項のいずれにも該当しない申込者の中から承認するものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者
又は会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生会社
若しくは開始前会社
- (2) 国、地方公共団体その他の公共団体が実施する競争入札において
指名停止等の措置を受けている者
- (3) 租税その他の公課を滞納している者
- (4) 広告に係る事業に関し行政機関の行政指導を受け、当該行政指導
に従った改善をしない者

2. 申込について

(1) 申込方法

別紙、申込書と広告データを下記提出先までメールにて提出

(2) 申込先

公益財団法人世田谷区産業振興公社 世田谷みやげ担当

メール：setagayamiyage@setagaya-icl.or.jp

TEL:03-3411-6715

(3) 申込書及びデータ提出期限

令和7年8月15日（金）

3. 申込～広告掲載までの流れ

8月15日（金）	申込書提出期限
8月～9月	承認書送付 請求書に基づく支払
9月～10月	校正原稿の確認
11月下旬	掲載パンフレットデータの公開
12月上旬	掲載パンフレットの配布開始